

泉佐野市立自転車等駐車場
指定管理者

選定基準
(審査基準及び評価項目等)

令和 年 月

泉佐野市都市整備部道路公園課

1 審査方法

本業務を実施する事業者の決定は、当指定管理者応募者から提出された提案書について評価し、点数化した総合評点により決定する。最優秀候補者及び次点候補者の選定基準は、優先交渉権者を決定するため、応募者から提出された提案書を、可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 指定管理者応募方式

指定管理者応募方式により次のとおり最優秀候補者及び次点候補者を選定、優先交渉権者（最優秀候補者）を決定し、泉佐野市と優先交渉権者との協定を締結する。

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の予定。

a) 提案書の確認

提出された提案書が、指定されている内容に合致し作成されているか確認する。
この結果、提案書に不足・不備等がある場合は無効又は失格とする。

b) 提案審査

応募書類の評価及び審査は、「泉佐野市自転車等駐車場指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は、次の方法により提案書の内容の評価を行い、最優秀候補者及び次点候補者を選定する。

ア) 提案内容の得点化

提案書の内容について、評価項目ごとに評価し、得点化を行う。

イ) 提案価格の得点化

指定管理料提案書に記載された価格について、指定の算出式を用いて得点化を行う。

ウ) 総合評点の算出

提案書に関する審査により算出された評価項目ごとの点数及び指定管理料提案書による提案価格の点数を合計し、総合評点を算出する。選定委員会において最低基準点を決定し、最低基準点を下回った場合は失格とする。

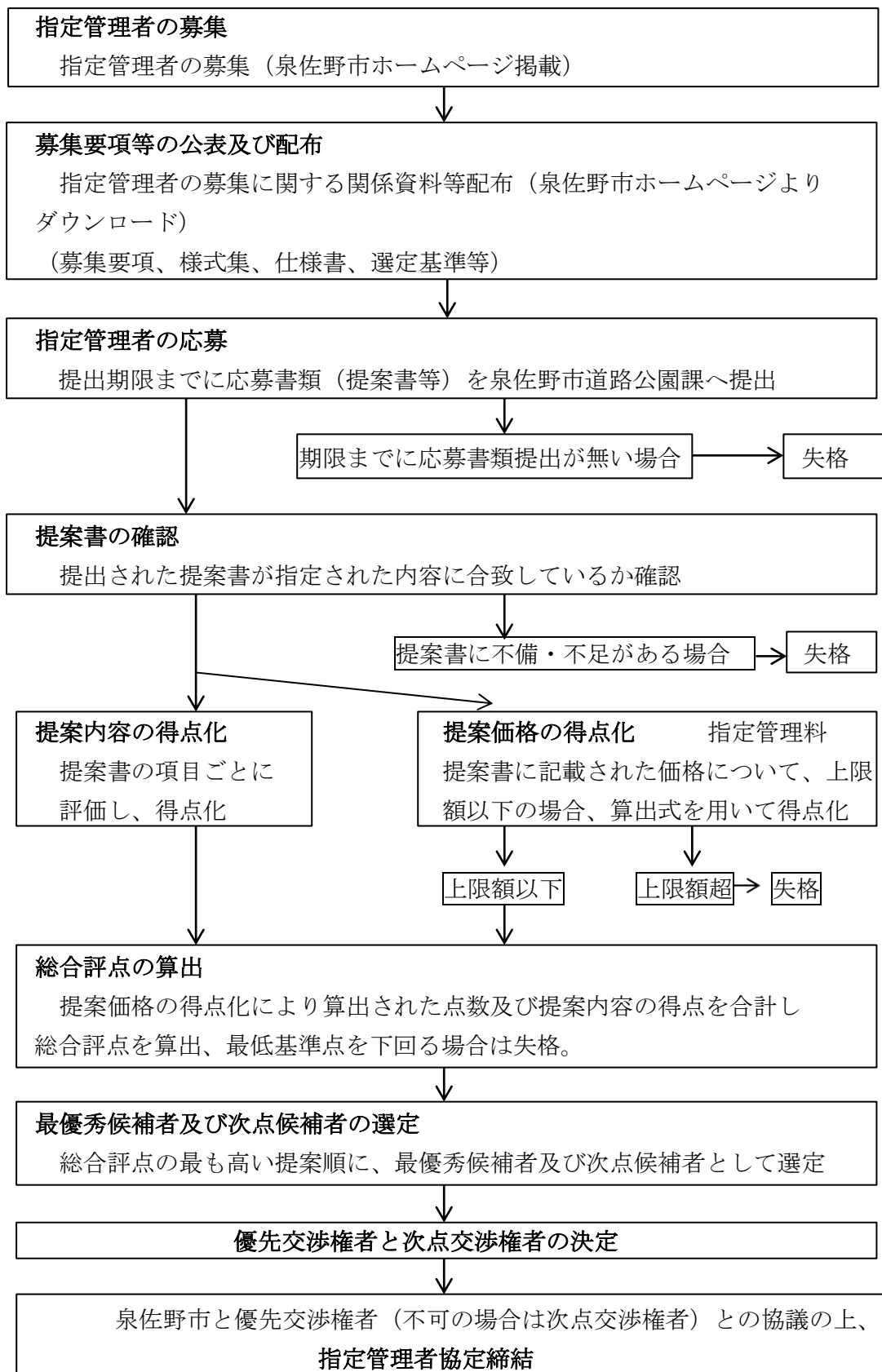
エ) 最優秀候補者及び次点候補者の選定

総合評点の最も高い提案者を最優秀候補者として選定し、総合評点の次に高い提案者を次点候補者として選定する。

オ) 優先交渉権者の決定

評価選定委員会の最優秀候補者及び次点候補者の選定を踏まえ、優先交渉権者（最優秀候補者）を決定する。優先交渉権者（最優秀候補者）が事故により指定管理者の指定を行えない場合は、次点交渉権者（次点候補者）に指定管理者の指定を行う。次点交渉権者（次点候補者）の権利は、指定管理期間の開始する前までとする。

(2) 選定の流れ



2 提案書の確認

(1) 確認の方法

提案書の内容が、評価項目の内容を満たしていることを確認する。この結果、提案価格条件を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(2) 確認の項目

a) 提案書の確認

- ア) 提出された提案書が指定されたとおり全て揃っていること。
- イ) 提出された提案書が指定された様式を使用していること。
- ウ) 提案書の綴り方について、評価基準の順序に沿ったものとなっていること。
- エ) 同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬（そご）、矛盾等がないこと。

b) 指定管理料提案書の確認

- ① 記載された価格が、指定の上限額以下であること。
- ② 指定された記載方法や指示事項に合致していること。

3 提案審査

(1) 審査の基本方針

本業務の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

(2) 審査の方法

参加者から提出された提案書の内容及び指定管理料提案書に記載された価格について、評価項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合評点の最も高かった提案者順に、最優秀候補者及び次点候補者として選定する。ただし、選定委員会が定めた最低基準点を下回る場合は失格とする。

(3) 最優秀候補者及び次点候補者の選定

最低基準点を上回る総合評点の最も高い提案者順に、最優秀候補者及び次点候補者として選定する。総合評点の最も高い提案者が複数の場合、下記の順で最優秀候補者を選定するものとする。この選定で2番目の候補者を次点候補者とする。

- a) 価格評価得点の高い提案者
- b) a)が同点の場合、自主事業計画評価得点の高い提案者
- c) b)が同点の場合、実績評価（同等・同種の施設管理実績）得点の高い提案者
- d) c)が同点の場合、選定委員長の判断で選定した提案者

4 評価項目及び配点

項目及び配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価点	評価内容
価格評価	20	指定管理料提案書金額を評価
自主事業の実施計画	20	自主事業実施計画への取組を評価
休業日、開場時間、開場時間外の対応	10	休業日、開場時間、時間外対応の改善提案
人員計画	10	労働基準法・社会保険制度遵守の職員配置、障害者の雇用配慮、指揮命令確立
緊急時対応	10	災害、事故、設備故障等緊急時の対応
管理体制	10	個人情報保護、情報公開、金銭の管理運営
苦情、要望対応	10	苦情、要望対応への取組
実績評価	10	自転車置場施設管理・放置自転車対策委託業務・障害者雇用の実績を評価
合計	100	

5 提案審査算出

(1) 価格提案書（提案価格）の得点化

a) 提案価格の得点化方法

- ア) 価格提案書の評価には、評価上の提案価格の指定管理料下限額（以下「評価下限額」という。）を設け、評価下限額の価格提案した者の価格評価点は満点（20点）とする。評価下限額は、全ての応募者の中で最も低い提案価格とする。
- イ) 評価下限額を超える価格提案をした者の評価点は、評価下限額を当該提案者の提案価格で除して得た率を満点（20点）に乗じて算出する。なお、小数点第1位以下は切り捨てとする。

＜算出式＞

$$\text{価格点数} = \text{満点（20点）} \times \left(\frac{\text{評価下限額}}{\text{提案価格}} \right)$$

- ウ) 提案価格には指定管理料に上限額を設けており、上限額を超える提案価格の見積書は失格とする。

(2) 総合評点の算出

提案書に関する評価点及び指定管理料提案書（提案価格）に関する評価点を合計し、総合評点を算出する。